○内閣府告示第四百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び日光市

二　地域再生計画の名称　四季の彩りに風薫るひかりの郷〝日光〟活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日光市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第四百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百六十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県及び香美市

二　地域再生計画の名称　高知県食品関連産業中核人材創出及び香美市「柚子の香る里」地域づくり活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県の区域の一部（高知県の全域のうち南国市及び香南市域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第四百八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第七百二十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡四万十町

二　地域再生計画の名称　美しい森や水、自然と生きるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡四万十町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第四百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　沖縄県国頭郡伊江村

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した「ハイビスカス物語」創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　沖縄県国頭郡伊江村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）

○総務省告示第四百四十号

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二条第二項の規定に基づき、総務大臣が定める日は次のとおりとする。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣　片山　善博

平成二十四年一月一日

附　則

この告示は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行の日から施行する。

○消防庁告示第二十四号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十二日

消防庁長官　久保　信保

別表第1⑷中「消火器のうち」を「消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。）のうち、」に、「、設置後1年」を「設置後1年、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年」に、「、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の」を「又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは」に、「3年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）及び加圧式の粉末消火器」を「消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器」に改め、同表⑷ソ中「二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び」を削り、同表中⑸を⑹とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア　本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ　キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。